

2/2 1 教育警務委員会での質問のために

2014年2月19日 火爪弘子

(高等学校無償化制度の見直しについて)

高等学校無償化が、「高等学校就学支援金制度」になって心配される第一は、まず同じクラスにいる生徒を、所得910万円以上の世帯の「授業料を払う生徒」と、910万円以下の「払わなくていい生徒」と、590万円以下の「就学給付金を受ける生徒」の「3階層」に区分することになるということだ。私は、特に所得の高い世帯の税率をあげて、教育の世界にこうした格差感は極力持ち込むべきではないと主張し、この見直しに反対してきた。

この弊害を防ぐために、どんな努力が必要と考えているか。私は、書類はすべて教育委員会と保護者との間で、郵送を使った直接手続きにし、生徒を経由しないようにすべきだと思うがどうか。(県立学校課長、以下同じ)

心配の第二は、所得910万円以下の世帯の生徒が、まちがいなく書類と課税証明書を、4月と7月の期限内に提出できるのかということだ。家庭に困難を抱えている生徒は少なくない。

学校だって、担任だって、ましてや教育委員会だって、どの子の家庭が910万円以上か以下かなどということは、分からない。直接の督促は、心症を傷つける恐れもあって、なかなか難しいのではないか。書類を送って、帰ってこなければそれで終わりだ。

親が離婚して、親権のない祖父母に育てられている生徒もいる。親権のある実親に書類が届き、送り返してくれればいいが、さまざまな困難が予想される。ネグレクトという問題もある。それぞれ個別の対応は、とても手がかかる。手続きが必要な生徒が約2割なのではなくて、逆なのだ。県教委としては、対象の生徒にもれなく支援金を支給することに責任を持たなければならない。見解を問う。

第三には、この膨大な事務量を、これまでいる学校の教職員の負担にしてはならないということだ。毎年4月に新入生の書類提出を促し、督促し、提出書類をチェックし、プライバシーにも配慮する……。県教委が体制を取って、直接やったほうがいいのか。

(学校図書館司書の研修の充実について)

全国的にも、学校図書館に専門・正規・専任での司書の配置を求める運動が広がっている。市町村教育委員会の独自努力で県内小中学校図書館にも司書(学校図書館担当事務職員)の配置が進んでいるが、県内はまだ圧倒的多数が複数校兼務となっている。国は平成24年度から「学校図書館整備5カ年計画」として毎年約200億円を財政措置して、平成25年度は全国で学校司書の配置に約150億円が予算化されたと聞いているが、県内の現状をどう認識しているか。(生涯学習文化財室長、以下同じ)

司書のみなさんの切実な要望に、研修の充実、力量の向上がある。市町村教育委員会の研修には大きなアンバランスがあって、特に規模の小さい市町村の力ではそこまで体制がない、世話する人がいない、というのも現状だ。県図書館協会の研修会はあるが、加入している学校司書は多くないと聞いている。平日に、開催されても参加はむずかしい。市町村の研修や、図書館協会への学校図書館担当事務職員の参加状況や、研修への参加状況をどう把握しているか。

学校司書さんからは、県に人件費を支援して欲しいが、それがダメならせめて市町村からの派遣参加となる学校司書研修会を年に何回か開いて欲しいとの要望が寄せられている。知事にその話をしたら、知事は「県立図書館が何もやっていないことはないでしょう」「教育委員会に確かめてみて、必要ならば考えますよ」と言っておられた。現状は答弁にあったとおりだ。学校図書館の機能強化は大きな課題であって、ぜひ学校図書館司書用の研集会を、年に何回か計画していただきたい。見解を問う。

あわせて、司書教諭の研修の充実も要望しておきたい。「司書教諭が図書館活用の仕事にどう取り組むのかが不明」「学校司書との連携をどう考えているのか」との不満の声も寄せられている。司書教諭の研修も強化して欲しいとの声だ。どう取り組んでいくか。(県立学校課長)